

令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 保健医療政策課

担当名: 保健所・衛生研究所・県立大学担当

内線: 3521

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B2	公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金		一般会計	教育費	大学費	県立大学費	公立大学法人埼玉県立大学運営費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	大学等における修学の支援に関する法律第8条			宣言項目		
						分野施策		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>大学等における修学の支援に関する法律に基づき、公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に必要な金額を負担するものである。</p> <p>公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金 △55,044千円</p>			<p>(1) 事業内容 低所得者世帯の者であっても大学等に修学することができるよう、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に要する費用を交付する。(義務)</p> <p>(2) 事業計画 公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に要する費用を交付する。</p> <p><支援対象となる学生> 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生</p> <p><実施時期> 令和2年4月(令和2年度の在学学生)から対象 ※既に入學している学生も含む</p> <p><授業料等減免の内容> 国立大学の授業料等標準額 ・授業料: 535,800円 ・入学金: 282,000円 ※地方財政計画及び地方交付税の対応: 地方負担の全額を基準財政需要額に算入</p> <p>(3) 事業効果 ○低所得世帯の者の経済的負担を軽減することにより貧困の連鎖を防止する。 ○日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金との連動により知事の公約である安心して大学へ進学できる環境を作る。</p> <p>(4) 補正の概要 減免申請額が見込みを下回ったことに伴う減額</p>					
2 事業主体及び負担区分								
公立大学法人埼玉県立大学(県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
地方負担の全額が地方財政措置の対象								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1=950千円								
予算額		財源内訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	△55,044					△55,044	78,789	
現計額	133,833					133,833		